

令和7年8月18日

報道機関各位

青森県人事委員会事務局

令和7年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験の実施について

このことについて、別紙のとおり実施することとしたので、報道について特段の御協力をよろしくお願いします。

○試験職種及び採用予定人員

一般・教育事務 4人程度

○受験申込方法等

インターネットによる申込を原則としています。詳しくは県庁ホームページで御確認ください。

青森県職員採用案内ホームページ

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html>

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当	総務・任用グループ 総括主幹 橋本
電話	直通 017-734-9829
人事委員会事務局長 工藤	

令和7年度障がい者を対象とした青森県職員採用選考試験（高校卒業程度）

受験資格	(1) 次の全ての要件を満たす者 ① 昭和61年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた者 ② 次に掲げる手帳等（受験申込日及び受験日当日において有効であるもの）の交付を受けている者（※受験申込日において交付申請中の場合は申込みできない。） ア 身体障害者手帳又は身体障害者福祉法第15条の規定により都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨が記載された診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。） イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳等又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは地域障害者職業センターが発行する知的障がい者であることの判定書 ウ 精神障害者保健福祉手帳 ③ 活字印刷文又は点字による出題に対応できる者 (2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。 ① 日本の国籍を有しない者 ② 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち以下に該当する者 ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
試験職種及び採用予定人員	一般・教育事務 4人程度
試験案内配布場所	青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、県内各地域連携事務所（県内各合同庁舎正面受付）、県内各保健所、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センター
申込受付期間	8月18日（月）8：30～9月12日（金）17：15 ※インターネットによる申込みが原則。申込方法は、「職員採用案内ホームページ」で確認のこと（表外にURLで記載）。
第1次試験日	10月19日（日）
試験地	青森市（青森県総合社会教育センター）

〔お問い合わせ先〕 青森県人事委員会事務局（電話）017-734-9829

〔職員採用案内ホームページ〕 <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/j-kanri/saiyou.html>※県庁ホームページ内「青森県職員採用案内」で検索